第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 全庁体制で取り組む男女共同参画の推進

本計画を計画的かつ効率的に推進するためには、担当課・係のみならず、市の全職員が男女共同参画の意義・目的等を理解し、本計画の基本理念の実現に向けて取り組む必要があります。全庁体制での計画推進を図るため、南城市男女共同参画推進本部において、年 I 回計画の進捗状況を点検します。

また、男女共同参画行政を推進するために設置された『南城市男女共同参画社会をつくる 懇話会』において、男女共同参画社会の実現に関する施策のあり方について調査及び研究し、 その結果に基づいて市長に提言するとともに、男女共同参画行政推進に向けての定期的な開 催を図ります。

2. 市民や企業、関係機関・団体等への周知

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき項目はあらゆる分野にわたっているため、 行政だけでは限界があり、市民一人ひとりの主体的な意識改革や活動、事業者や各種団体の 参画が求められます。

一方で、本計画改定にあたって実施された市民及び事業所意識調査においては、「なんじょう四間切輝きプラン」や南城市男女共同参画推進条例等、南城市の男女共同参画に関連する取組みの認知度が依然として低い水準に留まるという課題が浮き彫りになりました。

そのため、広く本計画の周知を図り、市民や企業、関係機関・団体等との協働のもと本計画の推進を図ります。

3. 関係機関との連携による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、情報収集の強化や担当者の研修に努めるとともに、施策 の充実を図ります。

■推進体制図

